国

憲

法改

正

へ 現

行

憲

法

対

照

草

案

由 民 主 党

自

平成二十四年四月二十七日(決定)

日本国憲法改正草案	現行憲法
前文目次	
章 天皇(第一条—第	
第三章 国民の権利及び義务(第十条—第四十条) 第二章 安全保障(第九条—第九条の三)	
国会	
第五章 内閣 (第六十五条—第七十五条)	
司法(第七十六条—第八十二	
第八章 地方自治(第九十二条—第九十七条) 第七章 東政(第八十三条—第九十一条)	
十一章	
(前文)	(前文)
「一日本」は、「国民であって、国民に置って、 五氏、 行文をが引たって 日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である	一、うれっこうれっつかなのである。 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動
権分立に基づいて統治される。	わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為に しまれたとすれたの三弦のするに 言目目との世和にころに見る
我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展	よつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、
し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、	国民に存することを宣言し、この憲法を確
日本国民は、国に哪日に旁リに気既に持つて目の守り、基本句人 諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。	國民ニ日来 /、この奮力は国民の代奏者がこれと丁吏 /、この畐川 もそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は
とともこ、和を尊び、家族や社会全体が互い	れを享受する。これは人類普遍の原理であり、
	世には、うつぶつう。つしっよ、こしこえっ

る。

教育や科学技術を振興し、

我々は、

自由と規律を重んじ、

って国家を形成する。権を尊重するとともに、

め

この憲法を制定する。

良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するた

信義に信頼して、

われらの安全と生存を保持しようと決意した。

平和を愛する諸国民の公正と

わ

、間相互の関係を支配する崇

れらは

平和を維持し

専制と隷従

圧迫と偏狭を地上から永遠に

高な理想を深く自覚するのであつて、

活力ある経済活動を通じて国を成長させ 美しい国土と自然環境を守りつつ、

憲法、

かかる原理に基くものである。 法令及び詔勅を排除する。

われらは、これに反する一切の、舞普遍の原理であり、この憲法

日本国民は、

恒久の平和を念願し

日本国民は、 ここに、

世 そ 日 皇 襲 の 本 の 地 国	第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の第二条 早皇は、日本国の教徴であり日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。 第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。 で、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。
定めるところにより、これを継承する。第二条 皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の(皇位の継承)	定めるところにより、これを継承する。第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の
2 日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない。第三条 国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする。 (国旗及び国歌)	〔新設〕
ときに制定する。第四条 元号は、法律の定めるところにより、皇位の継承があった(元号)	〔新設〕
に関する権能を有しない。 第五条 天皇は、この憲法に定める国事に関する行為を行い、国政(天皇の権能)	国政に関する権能を有しない。 第四条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、

委任することができる。② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を第四条 (略)	ことができる。 3 天皇は、法律の定めるところにより、前二項の行為を委任する
十 儀式を行ふこと。 九 外国の大使及び公使を接受すること。	十一儀式を行うこと。 九一外国の大使及び公使を接受すること。
八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。	と書つ言めるこの也の下でな書と恩正しなこと。 八 全権委任状並びに大使及び公使の信任状並びに批准書及び十 労典を摂与すること
17 (全典を受弃しない)。 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。 委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること	コーキ虫を受みたらによる一大の大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権	五 国務大臣及び法律の定めるその他の国の公務員の任免を認っている。
四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。 三 衆議院を解散すること。	ボナるにな。四 衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙の施行を公三 衆議院を解散すること。
米するこ	二国会を召集すること。
一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。 事に関する行為を行ふ。	一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国	2 天皇は、国民のために、次に掲げる国事に関する行為を行う。
命する。 命する。	を任命する
第六条 天皇は、国会の指名に <u>基いて、</u> 内閣総理大臣を <u>任命する</u> 。	下でである。
条第一項の規定を準用する。は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、第五条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、原	[削除]
委任することができる。② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を	〔削除〕

行為を行う。 治体その他の公共団体が主催する式典への出席その他の公的なお体子の他の公共団体が主催する式典への出席その他の公的な 第一項及び第二項に掲げるもののほか、天皇は、国又は地方自

(摂政)

| は、天皇の名で、その国事に関する行為を行う。 | 第七条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政

2 第五条及び前条第四項の規定は、摂政について準用する。

(皇室への財産の譲渡等の制限)

ければならない。
くは賜与するには、法律で定める場合を除き、国会の承認を経な第八条。皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が財産を譲り受け、若し、

第二章 安全保障

(平和主義)

力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。
求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希

2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

(国防軍)

2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めずるため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保

- るところにより、国会の承認その他の統制に服する。2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律
- か、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保する。国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほ

を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。 第三条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認

〔新設

条第一項の規定を準用する。は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前第五条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政

しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若

第二章 戦争の放棄

国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希

持しない。国の交戦権は、これを認めない。 ② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保

〔新設〕

きる。 るために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、 又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことがで

4 持に関する事項は、 前二項に定めるもののほか ற் 組織 統制及び機密の保

5 罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、 ならない おいては、 法律の定めるところにより、 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う 被告人が裁判所へ上訴する権利は、 国防軍に審判所を置く。この場合に 保障されなければ

領土等の保全等

第九条の三 領海及び領空を保全し 国は、 主権と独立を守るため、 その資源を確保しなければならない。 国民と協力して、 領土、

第三章 国民の権利及び義務

(日本国民)

第十条 日本国民の要件は、 法律で定める。

第十条

日本国民たる要件は、

法律でこれを定める。

(基本的· (人権の享有)

第十一条 る。 に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利**であ**に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利**であ**米十一条 国民は、全ての基本的人権を享有する。この憲法が国民

(国民の責務)

してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断 常に公益及び公の秩序に反してはならない。

三条 全で国民は、 人として尊重される。 生命、 自

由及び幸福

〔新設〕

第三章 国民の権利及び義務

の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。 の憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。こ

第十二条 これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにの努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、十二条。この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断 これを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、 個人として尊重される。 生 命、 自 日由及び

らない。追求に対な する国民 一法その 他の 他の国政に権利に の上 0 いては、 で、 最大限に尊重されなければない。公益及び公の秩序に反しな

法 の下 の平等

第十四条 華族その他の貴族の制度は、認めない。会的関係において、差別されない。障害の有無、社会的身分又は門地により、 全て国民 は、 法の下に平等であ 6 رِ ا 政治的、 人種、 経済的又は社 信条、 性別、

- 2
- 3 これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。栄誉、勲章その他の栄典の授与は、現にこれを有 į 又 は 将 来 3 2

公務員の

第十五条 民の権利である。 公務員を選定し、及び罷免することは、(の選定及び罷免に関する権利等) 主権 の存する国

- 2 全て公務員は、 全体の奉仕者であって、 部 の奉仕者では ない。
- 3 者による普通選挙の方法による。 公務員の 選 定を選挙により行う場合は、 日本国籍を有 する成年
- 4 に関し、 選挙における投票の秘密は、 公的にも私的にも責任を問われない 侵されない。 選挙人は、 その選 択

願 をする権利

第十六条 権則 利を制を制 利 何人も、 人は改正その他 損害の救済、 他 他の事項に関し、公務員の罷免、 法律、 平穏に請 高令 マは規

2 請 願 をし した者は、 そ Ō ため に 1 かなる差別待遇も受け ない

玉 等 に対 する賠

法律の法律の 定め 何人も、 るところに ころにより、国又は地方自治体その他の公共団体公務員の不法行為により損害を受けたときは、償請求権) 体

> 限り、幸福追 立法その他の国政追求に対する国民の 政の の上 権利につ で、 最大の いては、 尊重 公共の福 を必要とする。 祖に反 L な 1

において、差別されない。別、社会的身分又は門地により、 兀 条 す バベて国 民 は、 法の下に平等であ 政治的、 経済的又は社会的関係ので、人種、信条、性

- めな
- に限り、その効果 に限り、その効力を有する。栄典の授与は、現にこれを有し、以栄誉、勲章その他の栄典の授与は、基族その他の景族の制度は、これ の授与は、いかは、これを認め 又は将来これを受ける者の いかなる特権も伴はな V 代
- 第十五 の権利である。 条 公務員を選定し、 及びこれを罷免することは、 玉 民固 有
- 2 1 すべて公務員は、 全体の 奉仕者であつて、 部 の奉仕者ではな
- 3 公務員 \mathcal{O} 選挙については、 成年者による普通 選 挙 を保障する
- 4 選挙人は、 す べて選挙における投票の秘密は、 その選択に関し公的にも私的にも責任を問 これを侵し 7 は はれない。 ならな V

第 利を有し、則の制定、 十六条 受けない 定、 何 廃止又は改正その他の事項に関い人も、損害の救済、公務員の罷 何 人 ŧ カ かる請 願 派をし た たため うし、 に 免、 V 平穏に請願する権 カュ なる差別 待 遇

法十十七 の条 定 んめるとこの人も、 るところにより、 公務員の不法行為により、 国又は公共団体に、 損害を受けたときは、 その賠償を求め

(身体の拘束及び苦役からの自由) (身体の拘束及び苦役からの自由) (用想及び良心の自由) (用想及び良心の自由) (用想及び良心の自由) (用想及び良心の自由) (用想及び良心の自由) (用力条の二 何人も、個人に関する情報を不当に取得し、保有し、第十九条の二 何人も、個人に関する情報を不当に取得し、保有し、又は利用してはならない。	〔新設〕〔新設〕〔新設〕〔新設〕〔新設〕〔新設〕〔新設〕〔新設〕〔新設〕
(言致り目由)	
しても、特権を与えてはならない。 第二十条 信教の自由は、保障する。国は、いかなる宗教団体に対し	はならない。
強制されない。 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを 2	強制されない。 ② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを ② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを
の範囲を超えないものについては、この限りでない的活動をしてはならない。ただし、社会的儀礼又い治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教	はならない。 ③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もして、明報されたい
第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、 で(表現の自由)	第二十一条(集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、
は、認められない。 的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすること の対象にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目	〔新設〕

第二十三条(学問のな 第二十五条の二 2 第二十五条 3 第二十四条 第二十二条 3 2 2 第二十一条の二 及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。国は、国民生活のあらゆる側面において、社会福祉、 らない。 れる。 利を有する。 質的平等に立脚して、制定されなければな関するその他の事項に関しては、法律は、 することを基本として、 生存権等) ることを基本として、相互の協力により、維持されなければな婚姻は、両性の合意に基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有 国 検閲 全て国民は、 境保全の責務) 政上 家族は、 は 扶養、 自 の 学問 全て国民は、 家族は、 姻等に関する基本原 由 何 転及び職業選択等の自由等) 行 人も、 為に てはならな 後見、 外国に移住 国は の自 互いに助け合わなければならない 玉 ば、 関する説 居住、 由 社会の自然かつ基礎的な単位として は、 1関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本婚姻及び離婚、財産権、相続並びに親族に 国政上の行為につき国民に説明する責務を 国民と協力して、 制定されなければならない。 健康で文化的な最低限度の生活 V į 前の 保障する。 移転及び職業選択の自由を有する。 通 又は 責務) 信の 玉 秘密は .籍を離脱する自由を有する。 国民が良好な環境を享受 侵してはならな を営む: 社会保障 尊重さ 1 権 2 2 第二十五条 2 2 第二十二条 の権利を有することを基本として、第二十四条 婚姻は、両性の合意のみ 第二十三条 〔新設〕 新 新 衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。)国は、すべての生活部面について、社会福祉、権利を有する。 両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚 何人も、外国に移住し、職業選択の自由を有する。 なければならない。 はならない。 設 設 検閲は、 これをしてはならな 学問の自 すべて国民は、 何人も、 公共の を基本として、相互の協力により、両性の合意のみに基いて成立し、夫 一由は、 又は 健 これを保障する。 福 祉に 康で文化的な最低限 玉 11 籍を離脱する自 反し 通信 ない \mathcal{O} 秘 限 り、 密 は Ļ 由 居住、 社会保障及び公 度 を侵されない。 0 これを侵して り、維持され夫婦が同等 生活を営む びに婚姻及 移転及び 一厳と

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、第二十七条 全で国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。 2 第二十八条 2 第二十六条 第二十五条の四 第二十五条の三 3 3 動をする権利は、保障する。 通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、無償とする。全て国民は、法律の定めるところにより、その保護する子に普 応じて、等しく教育を受ける権利を有する。二十六条 全て国民は、法律の定めるところ するため、 ることができる。 することができるようにその保全に努めなければならない めるところにより、 で定める。 であることに鑑み、 配慮しなければならない。 外国民の保護に努めなければならない。 一十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その(勤労者の団結権等) (教育に関する権利及び義務等) (犯罪被害者等への配慮) (在外国民の保護) (勤労の権利及び義務等) 何人も、 公務員については、全体の奉仕者であることに鑑み、 は、 教育が国の未来を切り拓く上で欠くことのできないもの 児童を酷使してはならない。 必要な措置が講じられなければならない。 国は、 国は、 この場合においては 前項に規定する権利の全部又は一部を制限す 教育環境の整備に努めなければならない。 犯罪被害者及びその家族の人権及び処遇に 国外におい 法律の定めるところにより、 て緊急事態が生じたときは、 公務員の勤労条件を改善 他の団体行 その能力に 法律の定 法律 在 ② **賃金、**就 2 第二十六条 第二十八条 3 〔新設〕 〔新設〕 新 する。 動をする権利は、 でこれを定める。 に普通教育を受けさせる義務を負ふ。 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。二十六条。すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力 に応じて、 児童は、これを酷使してはならない。 就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。 勤労者の団結する権利及び これを保障する。 義務教育は、これを無償と 寸 [体交渉その 他 0) 寸 体行 法律

産 権

2 財産権の内容は、**公益及び公の秩序**に適合するように、第二十九条 財産権は、保障する。 創造力の向上に資するように配慮しなければならない。定める。この場合において、知的財産権については、国 国民の知的 法律で

3 きる。 私有財産は、 正当な補償の下に、 公共のために用いることがで

(納税の義務)

第三十条 国民は、 法律の定めるところにより、 納税の義務を負う。

二十一条 何人も、(適正手続の保障)

第三十一条 い。の生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられなの生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられな、三十一条(何人も、法律の定める適正な手続によらなければ、そ

(裁判を受ける権利)

何人も、 裁判所において裁判を受ける権利を有する。

(逮捕に関する手続の保障)

第三十三条 なければ、逮捕されない。判官が発し、かつ、理由となっている犯罪を明示する令状によら完十三条(何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、裁

(抑留及び拘禁に関する手続の保障)

第三十四条 ることなく、 げられることなく、 何人も、 抑留され 又は直ちに弁護人に依頼する権利を与えられ 正当な理由がなく 又は拘禁されない。 若しくは理由を直ちに告

2 席する公開の法廷で示すことを求める権利を有する。 拘禁された者は 拘禁の理由を直ちに本人及びその弁護人の出

これを侵してはならない。

2 ② 財産権の内容は、公第二十九条 財産権は、 定める。 公共の福祉に適合するやうに、 法律でこれを

とができる。 私有財産は、 正当な補償の下に、 これを公共のために用ひるこ

3

第三十条 国民は、 法律の定めるところにより、 納税の義務を負ふ。

第三十一条 若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命

第三十二条 何人も、 裁判所において裁判を受ける権利を奪はれな

第三十三条 る令状によらなければ、逮捕されない。限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示三十三条。何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、 権 す

第三十四条 何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、そに依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、 されなければならない の理由は、 直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、 直ちに弁護人

(住居等の不可侵)

- 第三十五条 けない。ただの他の場所、 の限りでない。 する場所及び押収する物を明示する令状によらなければ、 ただし、 何人も、 書類及び所持品について、 第三十三条の規定により逮捕される場合は、 正当な理由に基づいて発せられ 侵入、 捜索又は押収を受 カ .. つ、 住居そ 搜索
- 2 令状によって行う。 前項本文の規定による捜索又は押収は、 裁判官が発する各別の

(拷問及び残虐な刑罰の禁止

第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、 禁止する。

の権利

第三十七条 全 迅速な公開裁判を受ける権利を有する。 全て刑事事件においては、被告人は、 公平な裁判所の

- 2 る権利及び公費で自己のために強制的手続により証人を求める一被告人は、全ての証人に対して審問する機会を十分に与えられ 権利を有する。
- 3 は、国でこれを付する。ことができる。被告人が自らこれを依頼することができないとき 被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼する

(刑事事件における自白等)

第三十八条,

3 「何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合に若しくは拘禁された後の自白は、証拠とすることができない。「拷問、脅迫その他の強制による自白又は不当に長く抑留され、名三十八条」何人も、自己に不利益な供述を強要されない。 有罪とされない。 の証拠が本人の自白である場合に、証拠とすることができない。

(遊及処罰等の禁止)

三十九条 何人も、 実行 の時に 違法ではなかった行為又は既に無

> 第三十五条 収する物を明示する令状がなければ、いては、正当な理由に基いて発せられ 捜索及び押収を受けることのない権利は、 正当な理由に基いて発せられ、 何人も、 その住居 書類及び所持品 侵されない。 且つ捜索する場所及び押 第三十三条の 12 0 V. 7 場合を除 侵入

より 捜索又は押収は、 これを行ふっ 権限を有する司法官憲が発する各別の令状に

2

第三十六条 ずる。 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、 絶 対にこれを禁

第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、 公平な裁判所

- 2 へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める。 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。 権利を有する。
- 3 することができる。 ときは、 |きは、国でこれを附する。||っことができる。被告人が自らこれを依頼することができな、刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依

第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

3 2 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。 強 制、 拷問若しくは脅迫

による自白又は不当に長く

抑留若しく

有罪とされ、

又は刑罰を科せられない。

第三十九条 何人も、 実行 の時に適法であ つた行為又は既に無罪と

第四十六条 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半	第四十六条 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半(参議院議員の任期)
の場合には、その期間満了前に終了する。 第四十五条 衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散	解散された場合には、その期間満了前に終了する。第四十五条 衆議院議員の任期は、四年とする。ただし、衆議院が(衆議院議員の任期)
産又は収入によつて差別してはならない。 定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財第四十四条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを	的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならない。る。この場合においては、人種、信条、性別、障害の有無、社会第四十四条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律で定め(議員及び選挙人の資格)
② 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。 組織する。 組織する。 第四十三条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを	2 両議院の議員の定数は、法律で定める。 る。
る。	$\overline{}$
関である。 第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機	関である。
第四章 国会	第四章 国会
できる。 できる。 きは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることが 第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたと	めることができる。となったときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求第四十条(何人も、抑留され、又は拘禁された後、裁判の結果無罪(刑事補償を求める権利)
犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。 された行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の	犯罪については、重ねて刑事上の責任を問われない。同一の罪とされた行為については、刑事上の責任を問われない。同一の

数を改選する

(選挙に関する事項)

第四十七条 る事項は、法律で定める。四十七条 選挙区、投票の 投票の方法その他両議院の議員の選挙に関す この場合においては、 各選挙区は、人

ばならない。

口を基本とし、

行政区画

地勢等を総合的に勘案して定めなけれ

(両議院議員兼職の禁止)

第四十八条 何人も、 同時に 両 議院の議員となることはできない。

員 0 /費)

第四十九条 ら相当額の歳費を受ける。四十九条 両議院の議員は、 法律の定めるところにより、 国庫か

第五十条 があるときは、会期中釈放しなければならない。会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院五十条「両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、(議員の不逮捕特権) その議院の要求

(議員 の免責特権)

第五十一条 つい て、 院外で責任を問われない。
「一両議院の議員は、議院で行った演説、 討論又は表決に

(通常国 会

第五十二条 通常国会は、 毎年一回召集される。

通常国会の会期は、 法律で定める。

(臨時国会)

ずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があったときは、第五十三条 内閣は、臨時国会の召集を決定することができる。 求があっ た日 から二十日以内に . 臨時国会が召集されなければな一以上の要求があったときは、要任集を決定することができる。い

数を改選する

第四十七条 る事項は、 法律でこれを定める。 選挙区、投票の方法その 他両議院の議員の選挙に関す

第四 一十八条 何 人も、 司 .時に両議院の議員たることはできない。

ら相当額の歳費を受ける。 第四十九条 両議院の議員は、 法律の定めるところにより、 国庫か

第五十条 があれば、会期中これを釈放しなければならない。会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院五十条 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、 職院の要求は、国会の

第五十一条 つい て、 院外で責任を問はれない。
「一両議院の議員は、議院で行つた演説、 討論又は表決に

第五十二条 国会の常会は、 毎年 回これを召集する。

新 設

第五 る。 閣は、 十三条 7 その召集を決定しなければならない。 づ れかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、国会の臨時会の召集を決定することが 国会の臨時会の召集を決定することができ 内

衆議院 0 解 散と衆議院 議員 0 総 選 挙 特別国会及び参議院 \mathcal{O} 緊

急集会)

第五十四条 院議員の総選挙を行い、 衆議院が解散されたときは、中四条の衆議院の解散は、内 その選挙の日から三十日以内に、特ときは、解散の日から四十日以内に、敗は、内閣総理大臣が決定する。 特別国 衆議

3 だし、 を求めることができる。 一衆議院が解散されたときは、参会が召集されなければならない。 内閣は、 国に緊急の必要があるときは、 参議院は、 同時に閉会となる。 参議院の緊急集会に閉会となる。た

4 であって、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場前項ただし書の緊急集会において採られた措置は、臨時のもの 合には、その効力を失う。

(議員 0 資格審查

第五十五条 せるには、 る。 5には、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とす。 これについて審査し、議決する。ただし、議員の議席を失わ 両 議院は、 各々その議員の資格に関し争いがあるとき

(表決及び 定足数

第五十六条 決するところによる。 除 ては、 出席議員の過半数で決し 両議院の議事は この 憲法に特別の定めのある場合を 可 '否同数のときは、 議長の

2 れ ばすることができない。両議院の議決は、各々その 総議員の三分の一 以上の出席がなけ

第五十七条 ことができる。 出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密五十七条「両議院の会議は、公開しなければならない。(会議及び会議録の公開等) 秘密会を開く ただし、

2 院は、 各々そ 0 会議 0 記 録を保存し、 秘密会の 記 録の 中

で

新

第五十四条 に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、 会を召集しなければならない。 衆議院が解散されたときは、 解散の日から四 一十日以内

Ļ 求めることができる。 衆議院が解散されたときは、参議院は、 内閣は、 国に緊急の必要があるときは、 (、参議院の緊急集会同時に閉会となる。 の緊急集会を 但

2

3 つて、 て、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同前項但書の緊急集会において採られた措置は、 その効力を失ふ。 衆議院の同意がない場合にた措置は、臨時のものであ ものであ

第五十五条 の多数による議決を必要とする。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以五十五条 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判 上す

第 五十六条 け れば、 議事を開き議決することができない。 両議院は、 各々その 総議員の三分の IJ 上 \mathcal{O} 出席が

な

2 おところによる。出席議員の過半数 両議院の 議事 は でこ この れを決 憲法に特別の定のある場合を除 ľ 可 否同数のときは、 議長の決す いては、

第五 の二以 十七条 、上の多数で議決したときは、条 両議院の会議は、公開と 公開とする。 秘密会を開 但し、 くことができる。 出席議員の三分

2 両 議 院 は、 各 々その会議 0 記 録を保存 Ļ 秘 密 会 0 記 録 0 中で

に秘 すると めら れるも 0 を除き、 これを公表 į か *な*

3 に記載しなければならない。 (議員の五分の一以上の要求が ・頒布しなければならない。 あるときは 各議 員 0 表 八決を

選 任 並 びに議院 規 厠 及 び

規則を定め、 数による議 ただし、 院は、 両 芸決を必要とする。
、議員を除名するには、 並びに院内の秩序を乱した議員を懲罰することがで各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する一議院は、各々その議長その他の役員を選任する。 出席議員の三分の二以 上 \mathcal{O} 2

律 案 \mathcal{O}

五十九条 両議院で可決したとき法律となる。 法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除い議決及び衆議院の優越) 7

2 はは、 法律となる。
衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したとき衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした法律案

3 議会を開くことを求めることを妨げない。 前項の規定は、法律の定めるところにより の定めるところにより、 衆議 院 が 両 議 院 \mathcal{O}

4 期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院が、衆議院の可決した法律案を受け取った後、 がその 法律案を否決したものとみなすことができる。 衆議院は、国会休会

案 T) 議決等 1 関する衆議 院の (優越)

2|第六十条 意見が おいて、 を受け取った後、 予算案について、 いときは、 (った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算案)法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても 予算案は、 衆議院の議 参議院で衆議院と異なった議決をした型先に衆議院に提出しなければならない。 決を 国会の議決とする。 決をした場合に

承 関 する衆 0 優

> 秘 密を要すると認 めら れるも 0 以 外は これを公 表 1

> > 且

0

3 れを会議録に記載しなければならない。出席議員の五分の一以上の要求があれ一般に頒布しなければならない。 ば 各 議 員 0) 表 は

数による議決を必要とする。 又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することがで各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する議院は、各々その議長その他の役員を選任する。 議員を除名するには、 他の手続及び内部議長その他の役員 出席議員の三分 0 以 上の 多

第五 は、 1 て

2 はは、 、法律となる。
、、法律となる。
、、法律となる。
、、法律となる。
、、お議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法は、両議院で可決したとき法律となる。
、、「は、とは、この憲法に特別の定のある場合を除 たとき

3 中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆) 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、の協議会を開くことを求めることを妨げない。 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が が 両 議

4 参中議の 院がその法律案を否決したものとみなすことができる。 衆議院 玉 会休 は、

2 六十条

は、後、なおは、後、なの 「後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないとき、人は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つは他の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、一十条 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。 衆議院の議決を国会の議決とする。

(内閣と行政権) 第五章 内閣	る。 (政党) 国は、政党が議会制民主主義に不可欠の存在である。 (政党の政治活動の自由は、保障する。	2 弾劾に関する事項は、法律で定める。 両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。 第六十四条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、(弾劾裁判所)	し、職務の遂行上特に必要がある場合は、この限りでない。 発言するため両議院に出席することができる。 別総理大臣及びその他の国務大臣は、答弁又は説明のため議院から出席を求められたときは、出席しなければならない。ただ院から出席を求められたときは、出席しなければならない。ただ院から出席を求められたときは、出席しなければならない。ただ院から出席を求められたときは、出席しなければならない。ただ院から出席を求められたときは、出席しなければならない。ただ院から出席を求められたときは、出席しなければならない。ただ院から出席を求められたときは、出席しなければならない。ただ院から出席を求められたときは、出席しなければならない。	る。 て、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができて、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができ第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行い、これに関し「(議院の国政調査権)	項の規定を準用する。第六十一条条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二
第五章 内閣	〔新設〕	② 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。 両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。 第六十四条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、	出席を求められたときは、出席しなければならない。を有すると有しないとにかかはらず、何時でも議案について発言第六十三条 内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の一に議席	る。 て、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができて、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができ第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関し	項の規定を準用する。第六十一条条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二

第六十五 閣 に属する。 条 行政 権 は の憲法 に特別の定めのある場合を除き

構 対 する責任

第六十六条(内閣の# 法律の定めるところにより、 その首長である

2 らない。 内閣総理大臣及び全ての国務大臣は、現役の国内閣総理大臣及びその他の国務大臣で構成する。 現役の軍人であってはな

3 内閣 は、 行 政 権 の行 使に つ いて、 国会に対し連帯して責任を負

(内 閣 総 理大臣の指名及び 衆議院の優越)

第六十七条 内閣総理大臣は、 国会議員の中から国会が指名する。

2 玉 は 他の 全ての案件に先立って、 内閣総理大臣の指名を行

3 十日以内に、参議院が指名をしないときは、衆議院の指名を国会いとき、又は衆議院が指名をした後、国会休会中の期間を除いて定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しな一衆議院と参議院とが異なった指名をした場合において、法律のわなければならない。 の指名とする。 2

いては、その過半数は、国会議員の中から任命しなければなら第六十八条 内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。この場合に「(国務大臣の任免) 場合にお

2 内閣 総 理大臣は、 任意に 玉 務大臣を罷免することができる。

(内閣 の不信任と総辞職)

第六十九条 \mathcal{O} 決議 辞職 案を否決したときは、発養院が をしなければならな 衆議院が不 十日以内に衆議院が解散されない限不信任の決議案を可決し、又は信任

> 第六十五 条 行政 権 は 内 閣 に 属 点する。

② 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。 閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。 第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内

3 Š 内 閣 は、 行政権 の行 使につい て、 国会に対し連帯し て責任を負

第六十七条 を行ふ。れを指名する。 内閣総理大臣は、 この指名は 他 玉 [会議員の中 0 すべての 案件に先だつて から 玉 会 0 議 決

院の議決を国会の議決とする。除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議いとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しな 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の

第 半数は、日光六十八条 国会議員の中から選 選 びれなければならない 国務大臣を任命する。 ない。但 その 過

2 内 閣 総 理 大臣 は、 任意に 玉 一務大臣を罷免することができる。

り、総辞職をしなければならない。の決議案を否決したときは、十日以六十九条 内閣は、衆議院で不信任 ときは、十日以内に衆議院が解:衆議院で不信任の決議案を可決 散され 又 なは信 限任

(内閣 総理大臣が欠けたとき等の内閣の総辞職等)

後に初めて国会の召集があったときは、内閣は、総辞職をしなけ第七十条の閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員の総選挙の ればならない。

2 が、臨時に、その職務を行う。律で定めるときは、内閣総理大臣があらかじめ指定した国務大臣 内閣総理大臣が欠けたとき、その他これに準ずる場合として法

(総辞 職 後の内閣)

第七十一条 命されるまでの間は、引き続き、その職務を行う。七十一条前二条の場合には、内閣は、新たに内閣総理大臣 その職務を行う。 口が任

(内閣総理大臣の職務)

第七十二条 整を行う。 内閣総理大臣は、 行政各部を指揮監督し、 その総合調

2 に 内閣 般 国務及び外 総理大臣は 交関係について国会に報告する。 内閣を代 表して、 議案を国会に提出 Ļ 並 び

3 内閣総理大臣は、 最高指揮官として、 国防軍を統括する。

第七十三条 内間(内閣の職務) 内閣は、 他 の 一 般行政事務のほか、 次に掲げる事務を

法律を誠実に執行 国務を総理すること。

外交関係を処理すること。

事後に、国会の承認を経ることを必要とする。 条約を締結すること。ただし、事前に、やむを得ない場合は

兀 どること。 法律の定める基準に従い、 国の公務員に関する事務をつかさ

Ŧī. 1、特にその法律の委任がある場合を除いては、**義務を課し、**||法律の規定に基づき、政令を制定すること。ただし、政令に||予算案及び法律案を作成して国会に提出すること。

> 第 ばならない。
> に初めて国会の召集があつたときは、に初めて国会の召集があつたとき、 内閣は、総辞職をしなけ、又は衆議院議員総選挙の れ後

第七十一条 任命されるまで引き続きその職務を行ふ。七十一条 前二条の場合には、内閣は、ち あらたに内閣 総理大臣 が

第七十二条 〔新設〕 部を指揮監督する。 般国務及び外交関係について国会に報告し 内閣総理大臣は、 閣を代表して議 案を国会に提 並びに行政

〔新設〕

第七十三条 内閣は、 他 の 一 般行政事務の外、 左の事務を行ふ。

外交関係を処理すること。 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。

国会の承認を経ることを必要とする。 条約を締結すること。但し、事前に、 時宜によつては事後に、

兀 法律の定める基準に従ひ、 官吏に関する事 務を掌理するこ

五. 予算を作成して国会に提出すること。

こと。 と。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いこの憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定する

七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を対
又は権利を制限する規定を設けることができない の執行の免除及び復権を決定すること。

第 七十四条 閣 『理大臣が連署することを必要とする。一四条 法律及び政令には、全て主任の「律及び政令への署名」 全て主任の国務大臣が署名し、 内

国務大臣の 不訴追特権

第七十五 れば、 公訴を提起することを妨げない。 公訴を提起されない。 条 国務大臣は、その在任 ただし 中、 玉 内閣総理大臣 務大臣 でなくなった後に、 の同 意がなけ

第六章 司 法

ど司

第七十六条(裁判所) 全て司法権は、 最高裁判所及び法律の定めるところに

- 2 特別裁判所は、設置することができない。より設置する下級裁判所に属する。 行政機関 は、 最終的
- 3 全て裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行な上訴審として裁判を行うことができない。 憲法及び法律にのみ拘束される。 V この

第 内部規律及び司法事務処理に関する事項について、七十七条 最高裁判所は、裁判に関する手続、弁護(最高裁判所の規則制定権) 権限を有する。 弁護士、 規則を定める護士、裁判所の

- 2 る規則に従わなければならない。 検察官 弁護士その他 の裁判に関わる者は、 最高裁 判 所 0 定め
- 3 判所 最高裁判所は、 に委任することができる。 下級裁判所に関する規則を定める権限を、 下 級

(裁判 官 σ 身分保障

七十八 条 裁判官は、 次条第三 項 規定する場合及び心 身の 故障

> 大赦、,, 七 1

巛、特赦、減刑、刑の執行の免罰則を設けることができな 減刑、 刑の執行の免除及び復権を決定すること。

第七十四条 内 閣 |総理大臣が連署することを必要とする。| -四条 | 法律及び政令には、<u>すべて</u>主任の国務大臣が署名し、

第 なれば、 七十五条 訴追されな 国務大臣は、 \ \ \ 但 その Ĺ 在任中、 ħ れがため 内閣 訴 総理大臣 追 0 権 利 (T) は 同 意がなけ 害され

第六章 司

第七十六条 す べて司法権 は、 最高裁判 所及び法律 (T) 定めるところ

- 2 特別裁判所は、これを設置することがにより設置する下級裁判所に属する。 できな \ <u>`</u> 行 政 機関は、
- 3 の憲法及び法律にのみ拘束される。) すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職:終審として裁判を行ふことができない。 権 を行ひ、

第 内部規律及び司法事務処理に関する事項について、七十七条 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護 権 限を有する。 弁護 規則を定める殴士、裁判所の

- 2 検察官は、 最高裁 判 所 0 定め る規則に従はなけ れ ば ならな
- 3 裁判所に委任することができる。最高裁判所は、下級裁判所に関 下級裁判所に関 はする規則を定める権限 を、 下 級

第七 十八 条 裁判 官 は、 裁 判に ょ ŋ 心 り身の 故障 0 ため に 職 一務を執

ば罷免されない。! 合を除いては、第のために職務を執 きな 14.1、17.0、17.0の機関は、裁判官の懲戒処分を行うことがでいては、第六十四条第一項の規定による裁判によらなけれいに職務を執ることができないと裁判により決定された場

トク裁判官は、内閣が任命する。 員数のその他の裁判官で構成し、最第七十九条 最高裁判所は、その長で(最高裁判所の裁判官) 第七十九条 最高裁判所の長である裁判官以である裁判官及び法律の定める

2 Ŋ 最高裁判所の 民の審査を受けなければならない。 裁判官は その 任命後、 法 律の定めるところによ

3 る。 前 項 0 審 査にお い て罷免す べきとされた裁判官 は 罷免され

[削除]

4 る。 最高 裁 判 所 0) 裁 判 官 は、 法 律 (T) 定める年齢に達した時に退 で官す

5 例の による場合を除き、減額できない。報酬は、在任中、分限又は懲戒による場合及び一般の公務員の最高裁判所の裁判官は、全て定期に相当額の報酬を受ける。こ による場合を除き

裁 判所の 裁判

限って任命 八十条 る年齢に達した時には一退官する。 って任命され、 、内閣が任命する。その裁判官は、法律の定める任期を下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿 再任されることができる。 ただし、 法律の定め

2 する。 前条第五 項の が規定は 下級裁判所 の 裁 判官の報酬 につい な準用

(法令審 査 権と最高裁判 所

法に適合されて するかしない 最高裁判所は、 を決定する権限を有する最終的 切の法律、 命令、 する 最終的な上訴規則又は処分が憲

> 行ふことはできない。
>
> 裁判官の懲戒処のことができないと決定された場合を除ることができないと決定された場合を除 懲戒処分は、 いては、 公の 政 機関がこれ 弾劾によら

判官は、内閣でこれを任命する。数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の共然七十九条(最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定めるほ 裁員

2 様とする。 めて行はれる衆議院議員総選挙の 院議員総選挙の際国民の審査に付し、 最高裁判所の裁判官の任命は、 その 際更に審査に付し、 その後十年を経過した後初任命後初めて行はれる衆議 その (後も)

3 前項の 場合におい 7 投票者の多数が裁 判 官 0 罷 免を可とする

ときは、 その裁判官は、 罷免される。

(5) (4) 最高裁判所の裁判官は、海畜に関する事項は、法 1、法律の定める年齢法律でこれを定める る。 に 達 L た 時に

退

官

す

る。

6 この報酬は、在任中、これを減る最高裁判所の裁判官は、すべ |類することができない。|| て||定期に相当額の報酬を受ける。

し、再任さ 八十条 時には退官する。 再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した6つて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年と-条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿

2 この 下級裁判所の裁判官は、すべ 報酬は、 在任中、 これを減額することができな て定期に相当額の 報酬 を受ける。

法八 公に適合ハ十一条 適合するかしない 最高裁判所は、一 か を決定する権 切 の法律、 限を有る 命令、 する終審 規則又は処 裁 (判所) 憲 で

3 2 第八十六条 第八十五条 第八十四条 第八十三条 2 第八十二条 2 使しなければならない。(八十三条)国の財政を処理する権限は、 廷で行う。 を提出することができる。 議決に基づくことを必要とする。 ところによることを必要とする。 ばならない。 件の口頭弁論及び公判手続は、 る犯罪又は第三章で保障する国民の権利が問題となっている事 公開しないで行うことができる。ただし、 するおそれがあると決した場合には、口頭弁論及び公判手続は、裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害 審裁判所である て、 八十五条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、(国費の支出及び国の債務負担) (租税法律主義) (裁判の (財政の基本原則) 内閣は、 内閣は、 財政の健全性は、 その審議を受け、議決を経なければならない。下六条 内閣は、毎会計年度の予算案を作成し、 第七章 公開 当該会計年度開始前 租税を新たに課し、又は変更するには、 毎会計年度中において 裁判の口頭弁論及び公判手続並びに判決は、 財政 法律の定めるところにより、 常に公開しなければならない。 に第 予算を補正するための予算案 項の 国会の議決に基づいて行 政治犯罪、出版に関す 議決を得られる見込み 確保されなけれ 国会に提出し 法律の 公開の法 国会の 定める 第八十五条 〔新設〕 れを行使しなければならない。 れを行使しなければならない。 まり十三条 国の財政を処理する権限は、 第八十三条 第八十六条 第八十四条 2 第八十二条 〔新設〕 新 は、常にこれを公開しなければならない。 | 出第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審|| | おことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行い | 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害 は、 その審議を受け議決を経なければならない。 議決に基くことを必要とする。 あ 設 る 第七章 法律又は法律の定める条件によることを必要とする。 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、 裁判の対審及び判決は、 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するに 財政 公開法廷でこれを行ふ 国会の議決に基いて 国会に提出して、

国会の

ならない。 がないと認めるときは 暫定期間に係る予算案を提出しなければ

4 を経て、 毎会計年度の予算は、法律の定めるところにより、 翌年度以降の年度においても支出することができる 国会の議決

(予備費)

第八十七条 る。 づいて予備費を設け、 m費を設け、内閣の責任でこれを支出することができ予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基

2 なければならない。 全て予備費の支出については、 内閣は、 事後に国会の承諾を得

(皇室財産及び皇室の費用)

第八十八条 算案に計上して国会の議決を経なければならない。八十八条 全て皇室財産は、国に属する。全て皇室 全て皇室の費用は、 予

第八十九条 らない。 規定する場合を除き、 八十九条(公金その他の公の財産は、(公の財産の支出及び利用の制限) 便益若しくは維持のため支出し、又はその利用に供してはなにする場合を除き、宗教的活動を行う組織若しくは団体の使力条。公金その他の公の財産は、第二十条第三項ただし書に

2 団体の監督が及ばない慈善、 公金その他の公の財産は、 又はその利用に供してはならない。 教育若しくは博愛の事業に対して支国若しくは地方自治体その他の公共

(決算の承認等)

第九十条 ない。 検査報告とともに両議院に提出し、その承認を受けなければなら査院の検査を受け、法律の定めるところにより、次の年度にその九十条 内閣は、国の収入支出の決算について、全て毎年会計検

2 会計検査院の組織及び権限は、法律で定める。

3 内閣は、 その結果について報告しなければならない 第一項の検査報告の内容を予算案に反映させ 国会に

〔新設〕

第八十七条 いて予備費を設け、 (を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に却 国会の議決に基

得なければならない。

すべて予備費の支出につい ては、 内閣 は、 事後に国 会の 承諾を

2

第八十八条 予算に計上して国会の議決を経なければならない。八十八条、すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、

第八十九条 供してはならない。教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配との 公金その他の公の財産は、 又は公の支配に属しない慈善、 宗教上の組織若しくは団体 又はその利用に

九十条 会に提出しなければならない。検査し、内閣は、次の年度に、 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを その検査報告とともに、 これを国

2 会計検査院の組織及び権限は、 法律でこれを定める。

〔新設〕

第九十一条 内閣は、(財政状況の報告) 玉 「の財政状況について報告しなければならない。十一条 内閣は、国会に対し、定期に、少なくとも 毎年一 回

第八章 地方自治

地方自治の本旨)

第九十二条 政を自主的 地方自治は、 自立的かつ総合的に実施することを旨として行う。 住民の参画を基本とし、 住民に身近な行

2 利を有し、 住民は、 その負担を公平に分担する義務を負う。 その属する地方自治体の役務の提供を等しく受ける権

地方自治体の種類、 国及び地方自治体の協力等)

第九十三条 2 本旨に基づいて、 域地方自治体とすることを基本とし、その種類は、法律で定める。 地方自治体の組織及び運営に関する基本的事項は、 地方自治体は、基礎地方自治体及びこれを包括する広 法律で定める。 地方自治の

3 い。なければならない。 国及び地方自治体は、法律の定める役割分担を踏まえ、協力し 地方自治体は、相互に協力しなければならな

地方自治体の議会及び公務員の直接選挙)

第九十四条 0 他重要事項を議決する機関として、 地方自治体には、法律の定めるところにより、 議会を設置する。 条例そ

2 挙する。 地方自治体の長、 当該地方自治体の住民であって日本国籍を有する者が直接選地方自治体の長、議会の議員及び法律の定めるその他の公務員

(地方自治体の権能)

第九十五条 の範囲内で条例を制定することができる。 地方自治体は、その事務を処理する権能を有し、 法律

> 一回、国の財政状況について報告しなければならない。第九十一条 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少く 少く とも毎年

第八章 地方自治

〔新設〕

〔新設〕

第九十二条 地方自

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、 その

2 更員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。) 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその議事機関として議会を設置する。 他 0

第九十四条 ことができる。 及び行政を執行する権能を有し、 |執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定する||地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、

第九十六条 3 2 第九十八条 第九十七条 3 めの司意を得なければ、制定することができない。 ろにより、その地方自治体の住民の投票において有効投票の過半にのみ義務を課し、権利を制限する料別治し、注目のは、 る る地方税その他の自主的な財源をもって充てることを基本とす は 態の宣言を発することができる。 めるときは、法律の定めるところにより、 害その他の法律で定める緊急事態において、 他の地方自治体と異なる定めをし、 自治体の行うべき役務の提供ができないときは、法律の定めると 言を継続しようとするときは、 かに解除しなければならない。 事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるとき ころにより、 (緊急事態の宣言) 国会の承認を得なければならない。 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、 (地方自治特別法) 地方自治体の財政及び国の財政措置) 第八十三条第二項の規定は、 国は、 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったと 内乱等による社会秩序の混乱 第九章 法律の定めるところにより、 国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は 地方自治体において、 地方自治体の経費は、条例の定めるところにより課す 特定の地方自治体の組織、 内閣総理大臣は、 必要な財政上の措置を講じなければならない 緊急事態 我が国に対する外部からの武力攻 また、 前項の自主的な財源だけでは地方 百日を超えるごとに、 地方自治について準用する。 閣議にかけて、 専別法は、法律の定めるとことは特定の地方自治体の住民 地震等による大規模な自然災 運営若しくは権能について 百日を超えて緊急事態の宣 閣議にかけて、 特に必要があると認 当該宣言を速や 事前又は事後 事前に国会 緊急事 〔新設〕 〔新設〕 の過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することがで定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてそれ十五条。一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の

の承認を得なければならない。

あるのは、「五日以内」と読み替えるものとする。 の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日以内」と4 第二項及び前項後段の国会の承認については、第六十条第二項

(緊急事態の宣言の効果)

る。を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができを行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分ころにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定するこ第九十九条 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めると

より、事後に国会の承認を得なければならない。2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにる。

に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他ところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及る、緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定める

ることができる。いものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けっているとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けったのとし、不の宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されなると、 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めると

7十章 改正

り、両議院のそれぞれの総議員の**過半数**の賛成で国会が議決し、第百条 この憲法の改正は、**衆議院又は参議院の議員の発議によ**

票の過半数の賛成を必要とする。 法律の定めるところにより行われる国民の投票において有効投 国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、 り、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し、

| 法改正を公布する。| 2 | 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、直ちに憲

〔新設

第九章 改正

る選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とすければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定め賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経な第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の

で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。② 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名

第 7 章 最 高法 規

[削除]

急法 0 最高法規性等)

第百一条 は法 律、 その効力を有しない。年、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部条。この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する

2 に遵守することを必要とする。 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実

憲法 尊重擁護義務

2 第 三 二 条 全て国民は、 この憲法を尊重しなければならない。

護する義務を負う。 国会議員 国務大臣、 裁判官その他の公務員は、 この憲法を擁

附 則

日

- 1 項の規定は、 この 完定は、公布の日から施行する。 憲法改正は、平成○年○月○日から施行する。ただし、 次
- (施行に必要な準備行為)
- 2 (適用区分等) 改正の施行の日よりも前に行うことができる。 の他この憲法改正を施行するために必要な準備行為は、この憲法この憲法改正を施行するために必要な法律の制定及び改廃そ
- 3 |法の規定により任命された最高裁判所の裁判官及び下級裁判所||二項において準用する場合を含む。)の規定は、改正前の日本国改正後の日本国憲法第七十九条第五項後段(改正後の第八十条

第十章 最高法法 規

第九十七 多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、 過去幾多の試錬に堪へ 条 この 憲法が日本国 現在及び将来の国民に対し 民に保障する基本 これらの 的 権 侵すことの は 権利は、 人類

できない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条)日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠中部は、その効力を有しない。 おは、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は、九十八条 この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反

2 に遵守することを必要とする。 これを誠実

第九十九条

0

公務員は、この憲法を尊重し

擁護する義務を負ふ。

国会議員、

裁判官その

他

天皇又は摂政及び国務大臣

補則

第百条 5 これを施行する。 この 憲法は 公布 の日から起算して六箇月を経過した日 か

2 準備手続は、 挙及び国会召集の手続並びにこの憲法を施行するために必要な この憲法を施行するために必要な法律の制定、 前項の期日よりも前に、これを行ふことができる。 参議院議員の選

は 百 その成立するまでの 条 この 憲法施行の際 間 衆議院は 参 |議院が 国会としての権限を行ふ。 まだ成立し てゐないとき

第百一 条 この 憲法による第 期の 参 議院議員のうち その 半数の

- の規定により再任されることができる。による任期の残任期間とし、改正後の日本国憲法第八十条第一項ついては、その任期は改正前の日本国憲法第八十条第一項の規定4.この憲法改正の施行の際現に在職する下級裁判所の裁判官にの裁判官の報酬についても適用する。
- 5 改正後の日本国憲法等上十条第一項及び等正項の見至は、105 公正後の日本国憲法等儿十条第一項及び等違に付いては、ないでは、合うの予算案に係る会計年度における暫定期間に係る予算案から、その予算案に係る会計年度における暫定期間に係る予算案から、それぞれ適用し、この憲法改正の施行後に提出される同条第一項条第三項の規定はこの憲法改正の施行後に提出される同条第一項定はこの憲法改正の施行後に提出される予算案及び予算から、同定はこの憲法改正の施行後に提出される予算案及び予算から、同定は2000年では、1000年では1000年で1000年で

当然その地位を失ふ。

施行前に提出された決算については、なお従前の例による。憲法改正の施行後に提出される決算から適用し、この憲法改正の6 改正後の日本国憲法第九十条第一項及び第三項の規定は、この

ろにより、これを定める。者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるとこ

第百三条 ては、この憲法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。 \mathcal{O} び裁判官並びにその他の公務員で、 憲法で認められてゐる者は、 この憲法によつて この 憲法 施行 0 際現に在職する国 後任者が選挙又は任命されたときは、 法律で特別の定をした場合を除 その地位に相応する地位がこ 務大 臣 衆議院議員及 V

憲法改正推進本部

平成23年12月20日現在 (平成21年12月 4日設置)

本 部 長 保 利 耕 輔

最高顧問

麻生太郎安倍晋三福田康夫森喜朗

顧問

古賀 誠 中川秀直 野田 毅

谷 川 秀 善 中曽根 弘 文

関 谷 勝 嗣 中 山 太 郎 船 田 元 保 岡 興 治

副会長

破 茂 木 村 平 沢 勝 栄 石 太 郎 中 谷 元 古 屋 圭 司

小 坂 憲 次 中 川 雅 治 溝 手 顕 正

事務局長

中 谷 元

事務局次長

 井
 上
 信
 治
 近
 藤
 三津枝

 礒
 崎
 陽
 輔
 岡
 田
 直
 樹

(役員の並びは、五十音順)

憲法改正推進本部 起草委員会

平成23年12月22日

委 員 長 中 谷 元

問 保 耕 輔 顧 利

小 坂 憲 次

子 幹 事 Ш 順 П 治 中 Ш 雅 田 西 昌 司

井 上 信 委 員 治 破 茂 石 木 村 太 郎

近

藤

Ш

三津枝<兼務> 彦

柴 村 憲 久 田 棚 泰 文 橋 直 中 Ш 秀 毅 野 田 平 勝 栄 沢 古 屋 丰 司

昌

有 村 治 子 礒 崎 陽 輔く兼務> 晟 衛 藤 大 家 志 敏

片 さつき Ш 佐 藤 正 久 中曽根 弘 文 政 人 藤 Ш

古 \prod 俊 治 丸 Щ 和 也 谷 えり子 Ш 若 林 健 太

事務局長 礒 崎 陽 輔

事務局次長 近 藤 三津枝